

いじめ防止基本方針

福津市立神興東小学校

■ はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本基本方針は、以下の「いじめ防止対策推進法」の児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、校長は、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

■ 1 いじめの定義といじめに対する基本認識

平成18年10月19日付文部科学省初等中等教育局長による通知文書「いじめ問題への取組の徹底について」に示されている「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う」というとらえ方・考え方、及びいじめ防止対策推進法に示された次の定義に基づいて認識する。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾や習い事、社会体育等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めを行う。なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいた場合、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については適切に対応する。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▲冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▲仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▲軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▲ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▲金品をたかられる
- ▲金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▲嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

■ 2 いじめ問題に取り組む組織

（1）特別支援・生徒指導校内委員会

①（いじめ問題に関する）目的・内容

ア 学年会議で共有、報告された校内のいじめやいじめにつながる事案の発生、対応状況の把握と共有

イ アに基づき、対応策、方針の協議、決定

② 構成員

教頭、いじめ・不登校支援教諭、生徒指導担当教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係職員（※いじめに関する事案が生じた場合）

③ 会議

- ア 定例 毎月第2木曜日
- イ いじめ事案発生時

(2) 学年（会議）

①（いじめ問題に関する）目的・内容

- ア 特別支援・生徒指導校内委員会から提案された生徒指導、いじめ問題に関する取組の実施
- イ アに示した具体的取組の評価、改善、報告と日常的な情報交換

② 構成員と会議

学年主任、学級担任で毎週月曜日と水曜日に開催

(3) 学校運営協議会

①（いじめ問題に関する）目的・内容

- ア 特別支援・生徒指導校内委員会で共有、報告された校内のいじめやいじめにつながる事案の発生、対応状況の把握と共有
- イ アに示した具体的取組の推進と評価、改善

② 構成員と会議

教職員、保護者、地域住民、行政、学識者の代表14名で隔月に開催

■ 3 具体的な取組

(1) いじめの未然防止に向けた取組

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修やいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して職員室等に掲示する。

- ※職員研修の実施
- ・ 4月始め→いじめ防止基本方針について
 - ・ 8月（夏季休業中）→いじめの未然防止・早期発見について

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、社会体育等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で児童に対する指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、福岡東中学校や若木台幼稚園、真愛保育園といった接続校・園、神興小学校、上西郷小学校と適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を児童甲斐を中心に推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

具体的な取組例

▼一日のふりかえりを共有する場の設定

帰りの会でうれしかったこと、いやだったことを紹介したり、書きとめたりする場をつくる。異常を認めた場合、その場で、あるいは帰りの会の終了後に関係者を別室に呼んで、事実関係を確認し、指導する。内容については、すみやかに保護者あるいは生徒指導担当教諭に報告し、生徒指導担当教諭は情報を整理して校長、教頭に報告、必要に応じて学級担任を含めて生徒指導校内委員会を開き、事実関係の確認と指導内容、体制を確認する。

▼みんなで遊ぶ日の設定

週に一度を目安に、昼休みに「みんなで遊ぶ日」を決めて実施する。学級全員が関わり合い、楽しみ合う場を設けると共に、遊びの中での人間関係を観察したり、適宜指導したりするようにする。

▼道徳の時間における指導

週1回の道徳の時間の指導において、「思いやり・親切」「信頼・友情」「命の大切さ」といった価値項目を重点項目として設定し、副読本や「かがやき」「あおぞら」を活用しながら指導する。

▼学年集会の開催

月に1回を目安に学年集会を開催し、「こんなことをやめよう」「こんなことをふやそう」という話し合いを学年の全児童、教職員で共有できるようにし、温かい人間関係につながる言動についてふりかえり、たしかめ合い、実行し合う場とする。

(2) 早期発見に向けた取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一

層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

① 定期的なアンケート、教育相談の実施

■ 定期的なアンケート調査

- ・月一回（11月：親子で実施 2月：無記名で実施）
- ・アンケート実施後、各担任が内容を点検、何等かの記載があれば、いじめ・不登校担当教諭へ報告。担任は、気になる事案については、聞き取りをしたり観察を強化したりする。
- ・いじめ・不登校担当教諭は、各学級の記載事案を一覧表にまとめ、生徒指導・特別支援校内委員会で現状と指導経過を報告。合わせて、教頭へも報告。以後、当該児童の観察を継続する。

■ いじめアンケートの保存

アンケート実施後は、子どもが記載した原本のまま、当該児童が卒業後1年間保存する。（卒業後一年間経過した3月に廃棄）

■ 定期的な教育相談

- ・年3回（6月・11月・2月）

② 保護者用のいじめチェックシートの活用

いじめチェックシートを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

③ 相談体制の点検と周知

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

④ その他

定期的なアンケートや教育相談以外にも、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。なお、学校いじめ防止基本方針については、HPに掲載し、保護者、地域住民が内容を把握できるように措置を講じるとともに、必ず入学時、各年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明する。また、いじめに関する取組に対し、学校評価を実施する。

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、管理職やいじめ・不登校支援教諭、生徒指導担当教諭、学年主任に直ちに情報を共有する。その後は特別支援・生徒指導校内委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って福津市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、校長はためらうことなく警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方でなく、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。また、児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行い、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を保健室等別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、福津市教育委員会に相談し、外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるものである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに

警察署に通報する。